

Title	井田の法と班田の法
Sub Title	
Author	清水, 静文
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.2 (1909. 3) ,p.203(69)- 212(78)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090301-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

井田の法と班田の法

清水 靜文

本題に入る前に、先づ人類開闢の始より現今に至るまで、土地の所有法が如何なる順序を追うて變遷し來りしやの概要を説き、以て井田の法と班田の法との行はれたる時期と、理由とを知るべき資料に供せん。

抑私有財産權は、身邊を飾る羽毛、奇石、貝殻、衣服、雨露を凌ぐ天幕、口腹を養ふ家畜等の動産より、次第に進んで家屋等の不動産に移り、近世に至りて漸く土地の上に及びたり。而して往古草昧の時代より現代に至る迄に、遷り變りたる土地の所有法を概括すれば、次の六時代を経て進化し來りたるを知る。

第一 狩獵牧畜時代。天然の果實を採り、野生の禽獸を殺して生活せる狩獵時代、及び水草を追うて所々に轉居せる牧畜時代に在ては、人皆な何れの處に行くも自由自在にして、別に土地を私有せんとする念慮を生ずることなし。

第二 部落時代。牧畜時代を去つて農業時代に遷り、人烟稍稠密となるに従ひ、土

70

地は各部落の有に歸せり。Paul Lafargue は其著財産權の進化に説いて曰く、天產物と、牧畜とによりて生活する蠻族は、一人にて尙ほ三平方哩の土地を要す、故に人口繁殖せば、土地を各部落の間に分割せざるべからずと。是に於てか或は村民共同して耕作すること、恰も臺灣の生蕃人の如きあり、或は定期に土地を分配して、別々に耕作せるゲルマニ族の *Mark*、及びスラブ族の *Mil* の如きあり。支那上古の井田及び本邦王朝の班田等は、實に此部落時代の特產物に外ならず。而して班田年限は、最初の程は僅かに一年なりしが、世運の進歩につれ、益資本勞力を加へて改良を施し、其効果を收むるには、愈長き歳月を要するに至り、或は三年となり六年となり、終には無期限に變じ、部落共有制度を蟬脱して、家族共有制度に推移せり。

第三 家族共有時代。家族共有時代に在ては、土地は一家族の共有財産にして、其團體と共に永久に傳はり、家長(母若くは父)と雖も隨意に之を賣買處分することを得ず。而して此制度は今尙ほ、亞細亞の諸種族、及び東歐殊にブルガリヤ及びクロアチアの *Zadrugas* 中に現存せる所あり。

第四 封建時代。土地が家族の有に歸してより、諸家族間の軋轢殊に甚しく、弱の

肉は強の食となり、豪族諸方に割據して自から封建の勢を成し、是迄土地を所有せし家族は、小作人となり、年貢を納め、公役を勤めて、耕牧栽培に従事す、之を我國の歴史に徴するに、王朝の頃既に名門功臣に采邑を賜ひ、地租其他の貢税を免ぜられたり、斯くの如く法網の外に立てる莊園が、王政の弛ふに連れて、益廣く根帶を張りたる一方に、慄慄不遑の徒各地に蜂起し、近隣を押領して既に封建の實をなせるに、賴朝出で、其名を公にせり。西洋に於ては、羅馬時代、戰役に従事したる將帥に、征服地を與へたる慣習と、ゲルマニ人が一酋長を戴きて、己が君主と仰ぎたる慣習とが、結合して封建制度を產出せり。去れど火藥の發明ありて、甲冑城壁の効驗を殺ぎたる其上に、科學の應用は、農工商の進歩を促がし、民權自由の説次第に其調子を高めたる爲、狹隘なる干涉一天張の封建制度は、自から自滅することゝはなれり。

第五 有限私有時代。かくして封建制度は倒れ、土地は庶民の私有となりたれど、尙ほ動産の如く純然たる私有權の目的物にあらず、登記法、相續法、收用法等により、種々の制限を受く。

71

第六 無限私有時代。進化の極には、土地は必ず純然たる私有權の目的物となる

ことあるべし。濠洲にては、約五十年前既に New South Wales に於て採用されたる Torrens Act により、土地は全く動産の如く、地券證の受授のみによりて賣買せらる。是れ其例と見て差支なかるべし。

以上述べたる歴史的變遷に由りて、之を觀れば、土地は部落の共有より、家族封建^(少數の家)、個人の所有^(多數)と進化し來れり。去れど土地の所有權は、各社會に其れ其れ最も都合よき者の手に渡るものなれば、時勢の變遷につれ、再び個人主義を脱して、毛色の變りたる部落共有主義に立戻ることあるや知るべからず。(Gide, Principes

of Economic Politique, pp. 396—403, Spencer, Principles of Sociology, vol. 11, pp. 643—644. 参照)

井田の法

井田の起原。井田の起原については種々の説あり。通典曰。黃帝始經土設井以塞謬端。立步制畝以防不足使八家爲井。井間四道此井田之原也。其法肇於黃帝成於大禹備於周。於秦也。地方落穗集に曰く。井田とは方一里^(六丁)の田を一井とし、其中に井字を畫すれば九區と成り、各區を百畝として、共に九百畝なり、中の百畝を公田として、外八百畝を私田とす、是を八家に分ち、中の百畝を八家より耕して貢とす、是三代^(堯舜禹)の良法也と。Letourneau は其著「社會學」の四一七—四一八頁に於て論じて曰く、支那は耶蘇紀元前二二〇五年頃(少昊金天氏の時代)既に地方自治制を敷き、各自治體にては行政長官を選び、井田の法を行ひ、紀元前二五四年(東周惠王の二年)迄繼續せりと。而して又地方凡例錄に曰く、井田は三代の昔殷の代に始り、周の末戰國に至りて此法廢り、租稅の收法も區々に成りたりと。以上諸説を綜合して考ふるに其起原は遠く黃帝の時代ならんも、廣く行はるゝに至りたるは殷及び周の時代にして、周末戰亂の世に、漸次衰滅せしや明かなり。孟子曰。天之下生久矣。一治一亂。當堯之時。天下猶未平。洪水橫流。氾濫於天下。草木

暢茂。禽獸繁殖。五穀不登。禽獸備人。獸蹄鳥跡之道交於中國。堯獨憂之。舉舜而敷治焉。舜使益掌火。益烈山澤而焚之。禽獸逃匿。禹疏九河。淪濟渚。決汝漢。排淮泗。然後中國可得而食也。當是時也禹八年於外。三過其門而不入。后稷教民稼穡。樹藝五穀。五穀熟而民人育。然れば堯舜より禹の時代に亘りて洪水屢起り、耕地狹隘なりしを以て、夏は一夫に僅か五十畝宛を與へ其收穫中より五畝の入として十分の一を地租として上納せしめたり。去れど殷の代に至りては洪水大に減じ、新田の開墾長足の進歩をなし、廣く井田の法を實施し、六百三十畝（長三百步横三百十歩）を一井とし、之を九區に分ち、中央の七十畝を公田とし、残る五百六十畝を百姓八軒に割り與へて別々に耕作せしむ、併し公田は八人共同にて耕作し、稔の豊凶に拘はらず、其收穫高を上納せしめたり、之を助法と云ふ。又公田七十畝の中より十四畝を收納小屋の敷地として差引き（毎夫の小屋一畝七十五歩）残り五十六畝は八夫に割當て、一人の有を七十七畝と定め、七畝丈の出來高を貢がしむる法も行はれたり。周の井田法。打續く大平は耕植栽培の發達を促がし、開行く文明と共に、草昧なる荒野が肥沃なる田園に變ずるもの夥しく、周の代となりて、一井は九百畝（三百歩）に

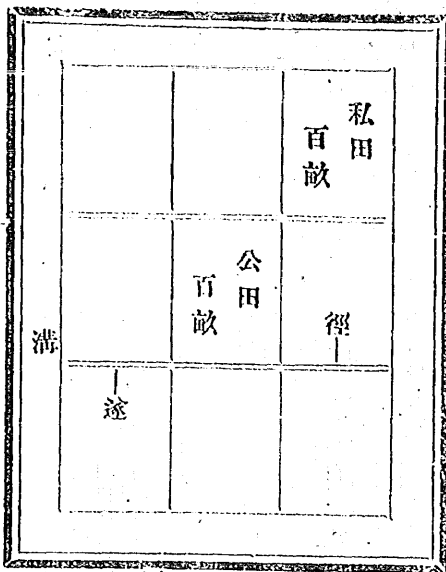
増加し、一家に百畝宛を與へ、一井九百畝の中別に公田を設けず。周禮地官小司徒職曰。乃經土地而井牧其田野。九夫爲井。四井爲邑。四邑爲丘。云々と。是公田無きを示すものなり。而して毎歲檢見を受け、年の豊凶に應じて十分一の税を納めたり、之を貢法と稱し、王城附近の國中十六分に行はれ、王城に遠き郊外八十四分（但王城を中心として）には助法を用ひ、公田百歩の中より二十畝（二夫の廬舎）を差引き、残り八十畝と私田八百畝合せて八百八十畝を共同して作り、其總收穫の中より公田八十畝の分を年貢として上納し、殘額は之を平等に八人に分配せり。是即ち周の徹法にして、庶民に貧富の懸隔なく、苦樂を共にする美風自から其間に顯はれたり。

耕地は之を上中下の三等に分ち、上田は百畝、中田は二百畝、下田は三百畝宛を與へ、上田は一年中田は二年、下田は三年を休めて耕やし、毎年上中下を取替へて分配し、以て同じ土地を作り續ける不公平を除きたり。

男年二十歳に達すれば、田百畝を受け、六十歳に至れば之を返納す。又次男三男は總領と異なり、父の田地を相續することなきを以て、十六歳となれば公儀より二十

五畝宛を受け、三十歳に達すれば妻を娶り、法の如く百畝を授けらる。

井田の圖



方一里

一尺は日本の曲尺にて六寸六分六厘六毛餘に當る、然らば周の一步六尺四方は、我國の曲尺にて四尺四方なり。蓋し夏の代の尺は十寸を一尺とし、いはゆる横黍尺是なり、殷の代は十二寸を一尺とす、是商桁尺にして、日本の曲尺は即ち此尺に同じ、周尺は八寸を一尺とす、いはゆる周尺なり、玆に因て商尺十二寸を以て、周尺の八寸を除せば、六寸六分六厘六毛六六を得。故に一井は我十一町三反六畝三步餘(尺六)

寸四方を我一步としてに當ると。然るに清宮秀堅は其著地方新書に載せて、周尺を我六寸二分五厘とせり。蓋人長を八尺と云ふは、彼の恒言なり、我邦にては曲尺五尺の體と云ふ、是彼此の大數なり、八尺を以て五尺を除して此數を得。六寸六分六厘は唐、姬周尺なりと。近家宿稱云。以曲尺六寸六分五厘弱。爲周尺一尺。以周尺一尺二寸。爲古尺一尺。是古來所傳之秘說也と。又以て如何に其說の區々たるかを知るに足る。

一井は田制の單位。鄭司農云。四井爲邑。方二里。四邑爲丘。方四里。四丘爲甸。方八里。旁加一里。則方十里。爲一成。積百井九百夫。四甸爲縣。方二十里。四縣爲都。方四十里。四都方八十里。旁加十里。乃得方百里爲一同也。積萬井九萬夫。井田之法備於一同と。地方凡例錄は井邑丘甸縣都同皆な四倍にて進めたるの相違あり。

井田の溝法。考工記曰。匠人爲溝洫。耜廣五寸。二耜爲耦。一耦之伐。廣尺深尺。謂之畝。田首倍之。廣二尺。深二尺。謂之遂。九夫爲井。井間廣四尺深四尺。謂之溝。方十里爲成。成間廣八尺深八尺謂之洫。方百里爲同。同間廣二尋

78 深二例謂之澮。專達於川と。以て其設計の整然たるを推測するに難からず。井田の道法。溝洫の廣狹に準じて大小の道路を作る、即ち途の上に徑あり溝の上に畛あり、洫の上に塗あり、澮の上に道あり、川の上に路あり、路は王城に往來する大道にして、尙ほ我東海道と云ふが如しと。

諸前述の事實に由て是を按ずるに、清國には平地多きが爲、かく壯大なる井田の仕組も工夫されたるなるべし。去り乍ら實際に於ては、或は地勢の都合により、或は地味の肥瘠により、或は卿以下の受くる五十畝の圭田、十六歳以上三十歳未満の二男三男、即ち餘夫の取るべき二十五畝等の配合具合により、地割の統一を缺きし所あるや疑を容れず (未完)

NOTES ON JAPANESE POLICY IN FORMOSA.

(W. W. McLaren.)

Before visiting Formosa, the writer of this article had read among other books, Mr. Takekoshi's *Japanese Rule in Formosa*, an obviously semi-official publication, the main purpose of which is to relate the success of Japanese colonial policy as applied in that island. One sentence in that book fastened itself in my mind, a statement credited to Baron Goto, at one time Chief of the Civil Administration, viz.:— "I wish to found Formosa on scientific principles." Still wondering what these words might mean the present writer spent a few weeks in the island during the recent New Year holiday.

The traveller in Formosa soon learns, that he is in a *pet colony*. A day of two in Taihoku, the capital, makes a profound impression upon his mind. There, everything is new, the public buildings—schools, hospitals, and residences, the streets, the city waterworks and electric lighting, the